

2014年1月12日

『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』の  
制定請求署名の収集にご奮闘いただいた全ての皆様へ

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

〒690-0003 松江市朝日町 489 三洋苑第一ビル 1-D

昨年10月21日から取り組んできた『島根県エネルギー自立地域基本条例』の制定を求める署名者数は、地方自治法の定める基準である「選挙権を有する者の50分の1」(11,673人)を遥かに超える16%(92,827人)に達しました。これは、原発事故の恐怖から免れ、地域エネルギー資源利活用による地域社会の再生と活性化を願う県民の意思表示です。これを受けて、1月7日、各市町村選挙管理委員会に対して署名者証明申請を行うことができました。ここに、署名収集並びに活動資金調達などにご尽力いただいた皆様に、改めてご報告申し上げるとともに心から感謝を申し上げます。

島根県では知事・県議会議員選挙が来年4月に迫っており、9万人を超える署名は、知事・議会といえども“県民への合理的な説明なしには否決できない”新しい状況をつくりだしました。折しも、安倍内閣による原発再稼働路線への回帰や、東京都知事選挙における「脱原発」争点化の可能性の浮上など、情勢の新たな進展の中で、私たちが制定請求する条例案の新規性、卓越性に県内外のマスコミと国民の熱い視線が注がれるようになってきました。

条例案は、エネルギー政策決定システムに地方分権と地方自治、住民参加を位置づけ、条例制定後1年以内に「県エネルギー計画」を策定することにしていきます。その計画づくりの過程で、県民は大いに学び合い、大いに議論し合って県民合意を形成し、地球温暖化防止のための省エネルギー化、島根の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの開発と普及、原発からの計画的脱却を図ることにしていきます。

条例制定請求署名を終えた今、私たちが取り組むべき課題は、2月12日に開会される定例県議会での採択を経て『島根県エネルギー自立地域基本条例』を制定することです。署名数が「選挙権を有する者の50分の1」を超えても、条例案が自動的に制定されるものではありません。条例制定は、これからが正念場です。

署名をした県民と知事や県議会議員との間に立場や意見の違いがあっても、「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条の2第1項)という地方自治体の基本に立てば、将来の世代に負担とリスクを及ぼさないという「世代間の倫理」で一致できないはずはありません。そうであれば、現実の政策次元でも「世代間の倫理」を担保する制度として『島根県エネルギー自立地域基本条例』を制定し、「県エネルギー計画」を策定することの必要性で一致することは可能ですし、必要です。

したがって、立場や意見の違いを相互に認めつつ、県民が納得する豊かで安全な郷土づくりの具体策を共有するための努力が求められます。そのために知恵を出し、県内各地域から対話の輪を広げてくださるよう、よろしくお願いいたします。(了)